



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年4月3日 No.199

4月(新年度)から 制度はどう変わる？

◎新たなジョブローテーションの実施

- 車掌試験、運転士試験を廃止（乗務員への異動は「任用の基準」となる）
- 車掌を経ずに運転士になることと、駅配属の中途採用社員が乗務員になることが可能に
- 車掌と運転士の職名を「乗務係」に統一
- 「同一担務の従事期間が最長でも概ね10年を超えないように異動または担務変更」がスタート
- 「ライフサイクルの深度化」を廃止

◎賃金制度等の改正（新たなジョブローテーションの実施に伴う改正）

- 基本給加算（キャリア加算）※総合職と本人の責に帰する事由はキャリア加算の対象外
 - 発令を受けて該当する区分が2以上に達した場合、基本給額に2,000円を加算する（1回限り、重複適用なし）
 - 昭和62年4月1日以降の発令により、2区分以上に該当する社員は令和2年4月1日をもって基本給に2,000円を加算する（55歳以上の社員は賃金規程附則第3項が適用される）
 - 車両、施設、電気の区分の社員で、会社が定める資格等を取得した場合、資格等を取得した日の属する月の翌月1日に基本給額に2,000円を加算する
 - 3職経験等による基本給調整を廃止
- 夜動手当の見直し→C単価 1時間あたりの賃金額に40/100を乗じたもの（以前は35/100）
- 職務手当の見直し→「乗務員の見習の技術指導を行う者」に5,000円の職務手当を支給

◎賃金制度等の改正（旅費制度の改正）

- 日当及び宿泊諸雑費を廃止（業務上、必要な経費は実費を支給）
 - 日当等の廃止に伴う特別措置として、平成29年4月から令和2年3月までの社員個々の過去3年分の日当等の支給実績に基づく1ヶ月平均の支給額を基礎額とし、36を乗じた額を「一時金」として支給（令和2年度の夏季手当時に支給）
- 連絡旅費の見直し
 - 業務旅費として社員が業務のために旅行した場合は、交通費及び宿泊料を支給（交通費は実費支給、宿泊料は13,000円に統一）
- 職務旅費の見直し→日当等の廃止に伴い、助勤旅行、乗務員、その他乗務の旅費を廃止
- 赴任旅費の見直し
 - 転勤により社員が旧勤務箇所から新勤務箇所へ旅行する場合は、交通費、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料を支給
 - 家財運送料は会社の定める範囲内で会社が実費負担（専用窓口経由で希望日や業者を調整し、費用は会社が精算）
 - 移転料は40,000円。扶養親族移転料は扶養親族1人あたり10,000円を支給

◎育児・介護に関する休暇の見直し（エルダー社員、グリーンスタッフも適用）

○養育休暇の見直し（小学校 6 年生の年度末までの子と同居する社員が子の養育を必要とする場合）

→小学校 3 年生の年度末までの子は、1 ヶ月につき 5 日以内の必要な日

→小学校 4 年生から小学校 6 年生の年度末までの子は、1 ヶ月につき 3 日以内の必要な日

※子が 2 名以上で、上記の要件を満たした場合においても 1 ヶ月につき 5 日以内が上限

○介護休暇の見直し

→介護休職規程第 3 条に規定する要介護者を有する社員が、介護、その他の世話を必要とする場合、要介護者 1 人につき一年度において 5 日以内の必要な日（2 名以上の場合は、一年度につき 10 日以内の必要な日）

→介護休職、介護休暇等の事由の証明となる書類は「要介護者が介護を要する状態にある事実を証明する書類」に変更

○看護休暇の見直し

→小学校 6 年生の年度末までの子と同居する社員が、子の負傷または疾病の看護等を必要とする場合、一年度につき 5 日以内の必要な日（2 名以上の場合は、一年度につき 10 日以内）

→事実の証明は、病院などの「薬の袋」などでも可能

◎エルダー社員に関する休暇・手当の見直し

○保存休暇の新設（社員時の保存休暇を継続）

○「配偶者出産休暇」を新設したほか「育児休暇」と「静養休暇」を無給から有給に変更

※出向中のエルダー社員は、原則、出向先の規定による

○精勤手当の支給範囲の見直し（私傷病による雇用契約終了時等の緩和）

→「私傷病により継続 180 日間欠勤し、雇用契約を終了した者、勤務成績が著しく不良で解雇が相当と認められた場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めた場合及びその他、解雇が相当と認められる事由がある場合により解雇された者への精勤手当を支給しない」とする規定を廃止

◎その他の制度の見直し

○パワーハラスメントに関する「防止規定」及び「懲戒規定」を新設

○退職手当の支給制限等の見直し（社員の非違行為に際する退職手当の支給制限等の見直し）

○高度プロフェSSIONAL 制度に対応した規定の整備

○グリーンスタッフ（休暇など）とテンポラリースタッフ（手当など）に関する見直し

◎車両職社員「新入社員基礎技術教育」の実施方法の変更

車両メンテナンスに従事するエリア職採用（新卒）、エリア採用（中途）の新入社員、車両メンテナンス業務を請け負うグループ会社の新入社員等（任意）を対象に、総合研修センター及び総合車両センター等で統一した教育体制のもと、基礎知識及び基礎技術等を習得する